

令和7年阿南市議会

6月定例会議案

令和7年6月2日開会

阿 南 市

令和7年阿南市議会6月定例会承認目録

- 承認第1号 阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について
- 承認第2号 阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について
- 承認第3号 令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について

令和7年阿南市議会6月定例会議案目録

- 第1号議案 阿南市空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 第2号議案 阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第4号議案 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第5号議案 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第6号議案 阿南市公共用施設維持基金条例の廃止について
- 第7号議案 令和7年度阿南市一般会計補正予算（第1号）について
- 第8号議案 令和7年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第9号議案 令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和7年阿南市議会6月定例会報告目録

- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第2号 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第3号 令和6年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和6年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和6年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第6号 令和6年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和6年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

承認第1号

阿南市税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

提案理由

阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第5号

専決処分書

阿南市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和7年4月1日専決

阿南市長 岩佐義弘

阿南市条例第16号

阿南市税条例の一部を改正する条例

阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を阿南市公告式条例（昭和33年阿南市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、阿南市公告式条例（昭和33年阿南市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p>

第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれ当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得

第18条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額を、それぞれ当該納税義務者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2～8 [略]

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主

を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2～8 [略]

9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主

たる事務所又は事業所の所在、本市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900

たる事務所又は事業所の所在、本市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900

万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続に

万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 扶養親族の氏名

(4) [略]

2～5 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を、市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)~(4) [略]

2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ハ及びホに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ハに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ホ [略]

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)~(4) [略]

2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ニに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

ニ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第82条第1号ハに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)~(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)~(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法（昭和

24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)
又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件

24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)
又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)
)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4・5 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にとっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(6) [略]

3・4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にとっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第147条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2 [略]

2～21 [略]

22 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の3 [略]

2～13 [略]

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第9条の2 [略]

2～21 [略]

22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

25・26 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第9条の3 [略]

2～13 [略]

5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15・16 [略]

第16条の2 [略]

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項か

14・15 [略]

第16条の2 [略]

ら第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規

定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の阿南市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の

2 第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の阿南市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、阿南市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 阿南市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

専決処分をする理由

令和7年3月31日に地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市税条例（昭和33年阿南市条例第13号）の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第2号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

提案理由

阿南市国民健康保険税条例（昭和34年阿南市条例第11号）の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第6号

専決処分書

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分にする。

令和7年4月1日専決

阿南市長 岩佐義弘

阿南市条例第17号

阿南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿南市国民健康保険税条例（昭和34年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する

改正後	改正前
<p>（課税額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、当該基礎課税額は、<u>6.6万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2.6万円</u>を超える場</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、当該基礎課税額は、<u>6.5万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>2.4万円</u>を超える場</p>

合においては、当該後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世

合においては、当該後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世

帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ [略]

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の阿南市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分をする理由

令和7年3月31日に地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部が改正されたことに伴い、関係規定について所要の整理を行う必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、阿南市国民健康保険税条例(昭和34年阿南市条例第11号)の一部改正を専決処分にする理由である。

承認第3号

令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）に係る専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

提案理由

令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

別記

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別冊のとおり令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）を専決処分にする。

令和7年3月31日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

専決処分をする理由

地方債及び国庫補助金等の額並びに事業費が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正をする必要があるが、議会を招集する時間的余裕がない。これが、この案件を専決処分にする理由である。

令和 6 年 度

一般会計補正予算書（第 8 号）

阿 南 市

専決第4号

令和6年度阿南市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度阿南市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,103,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

阿南市長 岩佐義弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		5,547,326	45,694	5,593,020
	1. 地方交付税	5,547,326	45,694	5,593,020
16. 国庫支出金		6,210,704	△166,296	6,044,408
	1. 国庫負担金	4,479,051	△94,736	4,384,315
	2. 国庫補助金	1,680,766	△71,560	1,609,206
17. 県支出金		2,714,199	△27,767	2,686,432
	1. 県負担金	1,637,481	△7,817	1,629,664
	2. 県補助金	932,023	△19,950	912,073
20. 繰入金		1,994,711	△76,700	1,918,011
	2. 基金繰入金	1,977,299	△76,700	1,900,599
22. 諸収入		374,283	△39,831	334,452
	3. 雑入	357,763	△39,831	317,932
23. 市債		2,946,956	15,000	2,961,956
	1. 市債	2,946,956	15,000	2,961,956
歳入合計		37,353,700	△249,900	37,103,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4, 779, 559	△53, 540	4, 726, 019
	2. 徴税費	831, 515	△53, 540	777, 975
3. 民生費		12, 573, 680	△99, 814	12, 473, 866
	2. 児童福祉費	5, 610, 918	△39, 814	5, 571, 104
	3. 生活保護費	1, 934, 030	△60, 000	1, 874, 030
4. 衛生費		3, 716, 709	△46, 900	3, 669, 809
	1. 保健衛生費	1, 514, 188	△46, 900	1, 467, 288
6. 農林水産業費		1, 382, 482	30, 938	1, 413, 420
	2. 農地費	609, 502	30, 938	640, 440
8. 土木費		2, 489, 048	△25, 979	2, 463, 069
	5. 住宅費	429, 295	△25, 979	403, 316
9. 消防費		1, 416, 239	△15, 000	1, 401, 239
	1. 消防費	1, 416, 239	△15, 000	1, 401, 239
10. 教育費		3, 797, 723	△24, 400	3, 773, 323
	2. 小学校費	814, 702	△13, 200	801, 502
	3. 中学校費	384, 348	△11, 200	373, 148

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費		63,156	△15,205	47,951
	1. 農林水産施設災害復旧費	4,045	△4,045	0
	2. 公共土木施設災害復旧費	59,111	△11,160	47,951
歳出合計		37,353,700	△249,900	37,103,800

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

1. 変更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素化推進省工ネ家電買替支援事業	33,000	36,913
計			33,000	36,913

令和 6年度
1. 変更

第 3 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所施設等除却事業債	86,900	12,500	99,400	普通貸借又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、債権者と の協定による。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利債に借り換え することができる。
保育所施設等改修事業債	32,800	600	33,400			
農業農村整備事業債	127,000	27,800	154,800			
公営住宅改善事業債	16,800	△7,600	9,200			
公営住宅建設事業債	18,500	△400	18,100			
小学校施設改修事業債	182,500	△5,600	176,900			
中学校施設建設事業債	46,600	△9,500	37,100			
現年農業用施設災害復旧事業債	900	△900	0			
現年公共土木施設災害復旧事業債	1,900	△1,900	0			

令和 6 年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入) 歳入歳出予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	5,547,326	45,694	5,593,020
16. 国庫支出金	6,210,704	△166,296	6,044,408
17. 県支出金	2,714,199	△27,767	2,686,432
20. 繰入金	1,994,711	△76,700	1,918,011
22. 諸収入	374,283	△39,831	334,452
23. 市債	2,946,956	15,000	2,961,956
歳入合計	37,353,700	△249,900	37,103,800

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,779,559	△53,540	4,726,019	△53,540			
3. 民生費	12,573,680	△99,814	12,473,866	△98,551	13,100		△14,363
4. 衛生費	3,716,709	△46,900	3,669,809	△13,000		△24,900	△9,000
6. 農林水産業費	1,382,482	30,938	1,413,420		27,800		3,138
8. 土木費	2,489,048	△25,979	2,463,069	△15,064	△8,000		△2,915
9. 消防費	1,416,239	△15,000	1,401,239			△15,000	
10. 教育費	3,797,723	△24,400	3,773,323	△7,956	△15,100		△1,344
11. 災害復旧費	63,156	△15,205	47,951	△5,952	△2,800		△6,453
歳出合計	37,353,700	△249,900	37,103,800	△194,063	15,000	△39,900	△30,937

2. 歳入

12 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方交付税	5,547,326	45,694	5,593,020	1. 地方交付税	45,694	・特別交付税 45,694
計	5,547,326	45,694	5,593,020			
12 款合計	5,547,326	45,694	5,593,020			

16 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	4,347,836	△90,734	4,257,102	2. 児童福祉費負担金	△45,734	・児童手当給付負担金 △42,734 ・児童扶養手当給付負担金 △3,000
				3. 生活保護費負担金	△45,000	・生活保護費負担金 △45,000
5. 災害復旧費国庫負担金	35,984	△4,002	31,982	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	△4,002	・現年公共土木施設災害復旧費負担金 △4,002
計	4,479,051	△94,736	4,384,315			

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2. 総務費国庫補助金	570,588	△53,540	517,048	1. 総務管理費補助金	△53,540	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △53,540
4. 衛生費国庫補助金	85,818	5,000	90,818	1. 保健衛生費補助金	5,000	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 5,000
8. 土木費国庫補助金	318,204	△15,064	303,140	3. 住宅費補助金	△15,064	・公営住宅長寿命化交付金 △8,000 ・公営住宅整備交付金 △7,064
10. 教育費国庫補助金	119,474	△7,956	111,518	1. 小学校費補助金	△7,266	・小学校施設環境改善交付金 △7,266

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
10. 教育費国庫補助金				2. 中学校費補助金	△690	・ 中学校施設環境改善交付金 △690
計	1,680,766	△71,560	1,609,206			
16 款合計	6,210,704	△166,296	6,044,408			

17 款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	1,589,890	△7,817	1,582,073	2. 児童福祉費負担金	△7,817	・ 児童手当給付負担金 △7,817
計	1,637,481	△7,817	1,629,664			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

3. 衛生費県補助金	190,514	△18,000	172,514	1. 保健衛生費補助金	△18,000	・ 乳幼児等医療費助成事業補助金 △18,000
10. 災害復旧費県補助金	1,950	△1,950	0	1. 農業用施設災害復旧事業費補助金	△1,950	・ 現年農業用施設災害復旧事業費補助金 △1,950
計	932,023	△19,950	912,073			
17 款合計	2,714,199	△27,767	2,686,432			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	878,100	△76,700	801,400	1. 財政調整基金繰入金	△76,700	・ 財政調整基金繰入金 △76,700
計	1,977,299	△76,700	1,900,599			

20 款 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
20 款合計	1,994,711	△76,700	1,918,011			

22 款 諸収入

3 項 雑入

1. 雑入	357,763	△39,831	317,932	1. 雑入	△39,831	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナワクチン定期接種助成金 △24,900 ・ 消防団員等退職損害給付金 △15,000 ・ 雑入 69
計	357,763	△39,831	317,932			
22 款合計	374,283	△39,831	334,452			

23 款 市債

1 項 市債

2. 民生債	125,300	13,100	138,400	2. 児童福祉債	13,100	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所施設等除却事業債 12,500 ・ 保育所施設等改修事業債 600
4. 農林水産債	377,100	27,800	404,900	1. 農地債	27,800	・ 農業農村整備事業債 27,800
5. 土木債	828,800	△8,000	820,800	5. 住宅債	△8,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅改善事業債 △7,600 ・ 公営住宅建設事業債 △400
7. 教育債	456,900	△15,100	441,800	1. 小学校債	△5,600	・ 小学校施設改修事業債 △5,600
				2. 中学校債	△9,500	・ 中学校施設建設事業債 △9,500
8. 災害復旧債	17,100	△2,800	14,300	1. 農林水産施設災害復旧事業債	△900	・ 現年農業用施設災害復旧事業債 △900

23 款 市債

1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
8. 災害復旧債				2. 公共土木施設災害復旧事業債	△1,900	・ 現年公共土木施設災害復旧事業債 △1,900
計	2,946,956	15,000	2,961,956			
23 款合計	2,946,956	15,000	2,961,956			

歳入合計	37,353,700	△249,900	37,103,800			
------	------------	----------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

2 項 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	783,529	△53,540	729,989	△53,540				18. 負担金、補助及び交付金	△53,540	○ 定額減税補足調整給付金事業(税務課) 18. 定額減税補足調整給付金	△53,540 △53,540
計	831,515	△53,540	777,975	△53,540							
2 款合計	4,779,559	△53,540	4,726,019	△53,540							

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 保育所費	3,057,574	27,300	3,084,874		13,100		14,200	14. 工事請負費	27,300	○ 保育所営繕費(こども保育課) 14. 施設撤去工事費	27,300 27,300
4. 児童手当等費	1,352,909	△67,114	1,285,795	△53,551			△13,563	19. 扶助費	△67,114	○ 児童手当給付費(こども支援課) 19. 児童手当給付費 ○ 児童扶養手当給付費(こども支援課) 19. 児童扶養手当給付費	△58,114 △58,114 △9,000 △9,000
計	5,610,918	△39,814	5,571,104	△53,551	13,100		637				

3 款 民生費

3 項 生活保護費

2. 扶助費	1,800,200	△60,000	1,740,200	△45,000			△15,000	19. 扶助費	△60,000	○ 扶助費(生活福祉課) 19. 医療扶助費	△60,000 △60,000
--------	-----------	---------	-----------	---------	--	--	---------	---------	---------	---------------------------	--------------------

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,934,030	△60,000	1,874,030	△45,000			△15,000			
3 款合計	12,573,680	△99,814	12,473,866	△98,551	13,100		△14,363			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2. 予防費	273,695	△33,900	239,795			△24,900	△9,000	12. 委託料	△33,900	○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業 (保健センター) 12. 新型コロナウイルスワクチン接種委託料	△33,900 △33,900
3. こども医療助成費	401,186	△18,000	383,186	△18,000				19. 扶助費	△18,000	○ こども医療費助成事業 (保険年金課) 19. こども医療等扶助費	△18,000 △18,000
7. 環境衛生費	170,240	5,000	175,240	5,000				18. 負担金、補助及び交付金	5,000	○ 脱炭素化推進省エネ家電買替支援事業 (環境保全課) 18. 省エネ家電買替支援事業補助金	5,000 5,000
計	1,514,188	△46,900	1,467,288	△13,000		△24,900	△9,000				
4 款合計	3,716,709	△46,900	3,669,809	△13,000		△24,900	△9,000				

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 農業農村整備事業費	369,693	30,938	400,631		27,800		3,138	18. 負担金、補助及び交付金	30,938	○ 県営農業農村整備事業 (農地整備課) 18. 県営事業負担金	30,938 30,938
計	609,502	30,938	640,440		27,800		3,138				
6 款合計	1,382,482	30,938	1,413,420		27,800		3,138				

8 款 土木費

5 項 住宅費

3. 公営住宅整備事業費	82,709	△25,979	56,730	△15,064	△8,000		△2,915	12. 委託料	△1,579	○ 公営住宅長寿命化事業 (住宅課) 14. 住宅改修工事費 ○ 公営住宅建設事業 (住宅課) 12. 建物調査業務委託料 14. 施設撤去工事費	△15,600 △15,600 △10,379 △1,579 △8,800
								14. 工事請負費	△24,400		
計	429,295	△25,979	403,316	△15,064	△8,000		△2,915				
8 款合計	2,489,048	△25,979	2,463,069	△15,064	△8,000		△2,915				

9 款 消防費

1 項 消防費

2. 非常備消防費	153,584	△15,000	138,584			△15,000		7. 報償費	△15,000	○ 消防団員退職報償費 (消防本部) 7. 消防団員退職報償金	△15,000 △15,000
計	1,416,239	△15,000	1,401,239			△15,000					

9 款 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
9 款合計	1,416,239	△15,000	1,401,239			△15,000				

10 款 教育費

2 項 小学校費

3. 校舎建設事業費	243,750	△13,200	230,550	△7,266	△5,600		△334	11. 役務費	△400	○ 小学校トイレ洋式化改修事業 (教育総務課) 11. 手数料 14. 施設改修工事費	△13,200 △400 △12,800
								14. 工事請負費	△12,800		
計	814,702	△13,200	801,502	△7,266	△5,600		△334				

10 款 教育費

3 項 中学校費

3. 校舎建設事業費	147,264	△11,200	136,064	△690	△9,500		△1,010	14. 工事請負費	△11,200	○ 中学校校舎建設事業 (教育総務課) 14. 施設撤去工事費	△11,200 △11,200
計	384,348	△11,200	373,148	△690	△9,500		△1,010				
10 款合計	3,797,723	△24,400	3,773,323	△7,956	△15,100		△1,344				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	4,045	△4,045	0	△1,950	△900		△1,195	10. 需用費	△45	○ 現年農業用施設災害復旧事業 (農地整備課) 10. 消耗品費 12. 測量設計業務委託料	△4,045 △45 △1,000
								12. 委託料	△1,000		
								14. 工事請負費	△3,000		

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業用施設 災害復旧費									14. 農業用施設災害復旧工 事費	△3,000
計	4,045	△4,045	0	△1,950	△900		△1,195			

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施 設災害復旧 費	59,111	△11,160	47,951	△4,002	△1,900		△5,258	8. 旅費	△10	○ 現年公共土木施設災害 復旧事業 (土木課) 8. 旅費 10. 消耗品費 10. 燃料費 12. 測量設計業務委託料 14. 河川災害復旧工事費	△11,160
								10. 需用費	△150		
								12. 委託料	△5,000		
								14. 工事請負費	△6,000		
計	59,111	△11,160	47,951	△4,002	△1,900		△5,258				
11 款合計	63,156	△15,205	47,951	△5,952	△2,800		△6,453				

歳出合計	37,353,700	△249,900	37,103,800	△194,063	15,000	△39,900	△30,937			
------	------------	----------	------------	----------	--------	---------	---------	--	--	--

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	26,673,565	25,820,291	2,139,700	2,351,761	25,608,230
1 総 務	4,673,705	4,273,893	59,400	400,321	3,932,972
2 民 生	813,649	767,927	138,400	82,081	824,246
3 衛 生	3,463,348	3,270,291	157,900	316,529	3,111,662
4 農 林 水 産	1,319,964	1,436,779	404,900	111,300	1,730,379
5 商 工	41,782	37,008		3,976	33,032
6 土 木	5,713,923	5,587,615	793,500	625,496	5,755,619
7 公 営 住 宅	1,345,395	1,254,433	27,300	112,031	1,169,702
8 消 防	1,383,160	1,283,843	116,500	215,782	1,184,561
9 教 育	7,918,639	7,908,502	441,800	484,245	7,866,057

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	66,831	70,332	14,300	14,445	70,187
1 補 助 災 害	48,243	50,157	14,300	12,110	52,347
2 単 独 災 害	18,588	20,175		2,335	17,840
(3) そ の 他	10,774,649	10,201,836	807,956	933,589	10,076,203
1 減 収 補 填 債	958,347	831,237	247,175	127,111	951,301
2 減 税 補 填 債	61,032	35,024		15,488	19,536
3 臨 時 財 政 対 策 債	9,440,808	8,893,163	110,281	770,316	8,233,128
4 調 整 債			307,400		307,400
5 一 般 会 計 出 資 債	314,462	442,412	143,100	20,674	564,838
合 計	37,515,045	36,092,459	2,961,956	3,299,795	35,754,620

第1号議案

阿南市空家等対策の推進に関する条例の制定について
阿南市空家等対策の推進に関する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市空家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、阿南市（以下「市」という。）の空家等対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、法及びこの条例の規定に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は法第5条の規定に基づき、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等及び事業者は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するように努めるものとする。

(空家等対策計画の策定)

第6条 市長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を定めるものとする。

2 市長は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(協議会の設置)

第7条 前条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第8条第1項の規定に基づき、阿南市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第8条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、法第8条第2項に定める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第10条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成12年阿南市条例第37号）第7条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合であって、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（協議会の運営）

第13条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（空家等及び空家等の跡地の活用等）

第14条 市長は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）の活用等について、所有者等、空家等又は空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者、協議会その他の関係者等と連携し、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

（緊急安全措置）

第15条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場、その他の公共の場所において、人の生命、身体に対する危害又は財産に対する著しい被害（以下この条において「危害等」という。）を及ぼし、又はそのおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講ずるときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、当該措置に係る空家等の所有者等を確知することができないときは、市長は、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を当該空家等の所有者等へ請求することができる。

5 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置の内容を協議会に報告するものとする。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置について協力を要請することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(阿南市空家等対策協議会設置条例の廃止)

2 阿南市空家等対策協議会設置条例（令和2年阿南市条例第12号）は、廃止する。

(協議会の委員)

3 前項において廃止する阿南市空家等対策協議会設置条例第3条の規定に基づき市長が委嘱した阿南市空家等対策協議会の委員（以下「現委員」という。）は、この条例第9条第1項に規定する協議会の委員とみなし、その任期は、現委員の残任期間とする。

提案理由

適切な管理が行われていない空家等の倒壊等による市民の生命、身体又は財産に対する危害を防ぐため、緊急的な措置を講ずること等により、市民の良好な生活環境の保全を図るとともに、本市の空家等対策の更なる推進に資するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2号議案

阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年阿南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、同法を引用する条項にずれが生じたため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第3号議案

阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例（昭和48年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者等」とは、阿南市（以下「市」という。）に居住し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 別表第3に定める要件を具備する者<u>（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第3条 市は、重度心身障がい者等の疾病又は負傷について、医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法又は高齢者医療確</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「重度心身障がい者等」とは、阿南市（以下「市」という。）に居住し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 別表第3に定める要件を具備する者</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(医療費の助成)</p> <p>第3条 市は、重度心身障がい者等の疾病又は負傷について、医療に関する給付<u>（前条第1項第3号に該当する者（以下「ひとり親家庭の父母等」という。）のうち母子家庭の母又は</u></p>

保法の規定により重度心身障がい者等が負担することとなる費用から、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による付加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、重度心身障がい者等医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、重度心身障がい者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに、法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

2～6 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の阿南市重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例の規定は、令和7年10月診療分から適用し、同年9月までの診療分までの助成については、なお従前の例による。

提案理由

重度心身障がい者等に対する医療費助成制度において、ひとり親家庭に対する支援策をさらに充実させるため、令和7年10月から助成対象をひとり親家庭の父母の通院費にも拡大することに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

父子家庭の父に係るものにあつては、入院治療に限る。以下同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定により重度心身障がい者等が負担することとなる費用から、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定による付加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、その者に対し、重度心身障がい者等医療費（以下「医療費」という。）として助成する。ただし、重度心身障がい者等が当該疾病又は負傷について、医療に関する給付のほかに、法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において助成を行わない。

2～6 [略]

第4号議案

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿南市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、法の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>附 則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、法の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定及び第2条の規定による改正後の阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正され、連携施設を確保しないことができる経過措置期間が延長されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第5号議案

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿南市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる傷病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたもの</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる傷病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたもの</p>

を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)~(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分 団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び 団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 [略]

附 則

(施行期日等)

を扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)~(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分 団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び 団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 [略]

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の阿南市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の阿南市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた阿南市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等が改定されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第6号議案

阿南市公共用施設維持基金条例の廃止について

阿南市公共用施設維持基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

阿南市公共用施設維持基金条例を廃止する条例

阿南市公共用施設維持基金条例（平成18年阿南市条例第11号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（阿南市公金預金の保護に関する条例の一部改正）

2 阿南市公金預金の保護に関する条例（平成15年阿南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条 [略] 2 前項の各基金とは、次の各号の条例において定められたものをいう。 (1)～(25) [略] <u>(26)～(38)</u> [略] 3・4 [略]	第3条 [略] 2 前項の各基金とは、次の各号の条例において定められたものをいう。 (1)～(25) [略] <u>(26) 阿南市公共用施設維持基金条例（平成18年阿南市条例第11号）</u> <u>(27)～(39)</u> [略] 3・4 [略]

提案理由

阿南市公共用施設維持基金条例による基金の処分が完了したので、これを廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 7 年度 補正 予算 議案

一般会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第7号議案

令和7年度阿南市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度阿南市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,550,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		5, 530, 323	354, 013	5, 884, 336
	2. 国庫補助金	899, 762	354, 013	1, 253, 775
17. 県支出金		2, 806, 909	28, 553	2, 835, 462
	2. 県補助金	1, 041, 575	28, 553	1, 070, 128
19. 寄附金		724, 310	100	724, 410
	1. 寄附金	724, 310	100	724, 410
20. 繰入金		2, 894, 457	47, 846	2, 942, 303
	2. 基金繰入金	2, 861, 374	47, 846	2, 909, 220
22. 諸収入		334, 859	29, 288	364, 147
	3. 雑入	318, 539	29, 288	347, 827
23. 市債		3, 437, 200	△8, 900	3, 428, 300
	1. 市債	3, 437, 200	△8, 900	3, 428, 300
歳入合計		37, 100, 000	450, 900	37, 550, 900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4, 173, 849	348, 668	4, 522, 517
	1. 総務管理費	3, 376, 773	39, 688	3, 416, 461
	2. 徴税費	364, 625	308, 980	673, 605
3. 民生費		12, 604, 022	5, 175	12, 609, 197
	2. 児童福祉費	5, 932, 399	4, 505	5, 936, 904
	5. 老人福祉費	1, 735, 699	670	1, 736, 369
8. 土木費		2, 720, 381	13, 700	2, 734, 081
	4. 都市計画費	320, 917	13, 700	334, 617
10. 教育費		3, 990, 916	10, 709	4, 001, 625
	2. 小学校費	878, 463	1, 709	880, 172
	5. 社会教育費	1, 156, 233	9, 000	1, 165, 233
13. 諸支出金		2, 534, 037	72, 648	2, 606, 685
	2. 繰出金	2, 529, 037	72, 648	2, 601, 685
歳 出 合 計		37, 100, 000	450, 900	37, 550, 900

令和 7年度
1. 変更

第 2 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
私立保育施設等改修事業債	41,600	△18,300	23,300	普通貸借又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、債権者と の協定による。 ただし、市財政の都合に より、据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利債に借り換え することができる。
公民館改修事業債	78,200	4,700	82,900			
社会教育施設改修事業債	2,200	4,700	6,900			

令和7年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入)

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	5,530,323	354,013	5,884,336
17. 県支出金	2,806,909	28,553	2,835,462
19. 寄附金	724,310	100	724,410
20. 繰入金	2,894,457	47,846	2,942,303
22. 諸収入	334,859	29,288	364,147
23. 市債	3,437,200	△8,900	3,428,300
歳入合計	37,100,000	450,900	37,550,900

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	4,173,849	348,668	4,522,517	317,571		31,097	
3. 民生費	12,604,022	5,175	12,609,197	53,043	△18,300		△29,568
8. 土木費	2,720,381	13,700	2,734,081	619		12,000	1,081
10. 教育費	3,990,916	10,709	4,001,625	858	9,400		451
13. 諸支出金	2,534,037	72,648	2,606,685	10,475		41,149	21,024
歳 出 合 計	37,100,000	450,900	37,550,900	382,566	△8,900	84,246	△7,012

2. 歳 入

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	45,430	317,571	363,001	1. 総務管理費補助金	317,571	<ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 308,980 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 8,591
2. 民生費国庫補助金	372,024	24,790	396,814	2. 児童福祉費補助金	24,790	・保育所等整備交付金 24,790
7. 土木費国庫補助金	335,829	619	336,448	2. 都市計画費補助金	619	・都市下水路整備交付金 619
8. 教育費国庫補助金	94,921	11,033	105,954	1. 小学校費補助金	558	・教育支援体制整備事業費補助金 558
				5. 保健体育費補助金	10,475	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10,475
計	899,762	354,013	1,253,775			
16 款合計	5,530,323	354,013	5,884,336			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	315,972	28,253	344,225	2. 児童福祉費補助金	28,253	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降児童保育料助成事業費補助金 △8,404 ・阿波っ子はぐくみ保育料助成事業費補助金 36,657
9. 教育費県補助金	31,853	300	32,153	2. 小学校費補助金	300	・元気なあわっ子！外遊び推奨事業補助金 300
計	1,041,575	28,553	1,070,128			
17 款合計	2,806,909	28,553	2,835,462			

19 款 寄附金

1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 指定寄附金	724,300	100	724,400	1. 指定寄附金	100	・ 交通遺児育英基金寄附金 100
計	724,310	100	724,410			
19 款合計	724,310	100	724,410			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,774,600	△7,100	1,767,500	1. 財政調整基金繰入金	△7,100	・ 財政調整基金繰入金 △7,100
3. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	336,791	54,946	391,737	1. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	54,946	・ ふるさと阿南応援事業基金繰入金 54,946
計	2,861,374	47,846	2,909,220			
20 款合計	2,894,457	47,846	2,942,303			

22 款 諸収入

3 項 雑入

1. 雑入	318,539	29,288	347,827	1. 雑入	29,288	・ コミュニティ助成金 2,300 ・ デジタル基盤改革支援補助金 26,900 ・ 雑入 88
計	318,539	29,288	347,827			
22 款合計	334,859	29,288	364,147			

23 款 市債

1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2. 民生債	64,200	△18,300	45,900	2. 児童福祉債	△18,300	・ 私立保育施設等改修事業債 △18,300
8. 教育債	869,600	9,400	879,000	4. 社会教育債	9,400	・ 公民館改修事業債 4,700 ・ 社会教育施設改修事業債 4,700
計	3,437,200	△8,900	3,428,300			
23 款合計	3,437,200	△8,900	3,428,300			

歳入合計	37,100,000	450,900	37,550,900			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
9. 電子計算業務費	377,279	26,900	404,179			26,900		12. 委託料	26,900	○ 電子計算業務費 (DX推進課) 26,900 12. 基幹システム更新委託料 26,900
10. 交通安全・防犯対策費	28,653	100	28,753			100		24. 積立金	100	○ 交通安全対策費 (市民生活課) 100 24. 交通遺児育英基金積立金 100
12. 地域支援費	195,809	12,688	208,497	8,591		4,097		12. 委託料	10,388	○ 地域支援総務費 (市民生活課) 2,300 18. 一般コミュニティ助成事業補助金 2,300 ○ 地域公共交通対策事業 (都市政策課) 10,388 12. 計画作成支援業務委託料 10,388
								18. 負担金、補助及び交付金	2,300	
計	3,376,773	39,688	3,416,461	8,591		31,097				

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	319,203	308,980	628,183	308,980				1. 報酬	5,291	○ 定額減税不足額給付金事業 (税務課) 308,980 1. 会計年度任用職員報酬 5,291 3. 時間外勤務手当 6,259 3. 会計年度任用職員時間外勤務手当 135
								3. 職員手当等	8,423	
								4. 共済費	1,295	
								8. 旅費	177	

2 款 総務費

2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費								10. 需用費	3,985	3. 会計年度任用職員期末手当	1,103
								11. 役務費	3,850	3. 会計年度任用職員勤勉手当	926
								12. 委託料	968	4. 会計年度任用職員共済組合負担金	509
								17. 備品購入費	2,561	4. 会計年度任用職員社会保険料	756
								18. 負担金、補助及び交付金	282,430	4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金	30
計	364,625	308,980	673,605	308,980							
2 款合計	4,173,849	348,668	4,522,517	317,571		31,097					

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2. 保育所費	3,187,194	4,505	3,191,699	53,043	△18,300		△30,238	18. 負担金、補助及び交付金	4,505	○ 私立保育所等運営費(こども保育課)	4,505
										18. 施設設備等整備補助金	4,505
計	5,932,399	4,505	5,936,904	53,043	△18,300		△30,238				

3 款 民生費

5 項 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 後期高齢者医療費	1,474,671	670	1,475,341				670	27. 繰出金	670	○ 後期高齢者医療会計繰出金 (保険年金課) 27. 後期高齢者医療会計繰出金	670 670
計	1,735,699	670	1,736,369				670				
3 款合計	12,604,022	5,175	12,609,197	53,043	△18,300		△29,568				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	102,652	12,000	114,652			12,000		12. 委託料	12,000	○ 都市計画総務費 (都市政策課) 12. 資料作成委託料	12,000 12,000
3. 都市下水路整備事業費	30,160	1,700	31,860	619			1,081	12. 委託料	1,700	○ 都市下水路整備事業 (下水道課) 12. 下水道施設調査委託料	1,700 1,700
計	320,917	13,700	334,617	619		12,000	1,081				
8 款合計	2,720,381	13,700	2,734,081	619		12,000	1,081				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	268,311	1,409	269,720	558			851	12. 委託料	1,409	○ 小学校保健費 (学校教育課) 12. 派遣業務委託料	1,409 1,409
----------	---------	-------	---------	-----	--	--	-----	---------	-------	------------------------------------	----------------

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 教育振興費	150,258	300	150,558	300			7. 報償費	250	○ 小学校教育振興費 (学校教育課)	300
							10. 需用費	50	7. 講師謝礼 10. 消耗品費	250 50
計	878,463	1,709	880,172	858		851				

10 款 教育費

5 項 社会教育費

2. 公民館費	281,174	4,500	285,674		4,700		△200	14. 工事請負費	4,500	○ 公民館管理費 (生涯学習課)	4,500
										14. 設備改修工事費	4,500
3. 人権教育推進費	181,778	4,500	186,278		4,700		△200	14. 工事請負費	4,500	○ 教育集会所運営管理費 (人権教育課)	4,500
										14. 設備改修工事費	4,500
計	1,156,233	9,000	1,165,233		9,400		△400				
10 款合計	3,990,916	10,709	4,001,625	858	9,400		451				

13 款 諸支出金

2 項 繰出金

1. 他会計繰出金	2,529,037	72,648	2,601,685	10,475		41,149	21,024	27. 繰出金	72,648	○ 学校給食事業会計繰出金 (学校給食課)	72,648
										27. 学校給食事業会計繰出金	72,648
計	2,529,037	72,648	2,601,685	10,475		41,149	21,024				

13 款 諸支出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
13 款合計	2,534,037	72,648	2,606,685	10,475		41,149	21,024			
歳出合計	37,100,000	450,900	37,550,900	382,566	△8,900	84,246	△7,012			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(650) 830	608,383	3,688,806	2,534,416	6,831,605	1,363,305	8,194,910	
補正後	(656) 830	613,674	3,688,806	2,542,839	6,845,319	1,364,600	8,209,919	
比 較	(6) 0	5,291	0	8,423	13,714	1,295	15,009	

備考 ()内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期 末 勤 勉 当 手	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	管 理 職 当 手
	補正前	72,786	1,763,576	76,656	42,117	303,258	48,665	85,985	59,411
	補正後	72,786	1,765,605	76,656	42,117	309,652	48,665	85,985	59,411
	比 較	0	2,029	0	0	6,394	0	0	0

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 手 当
補正前	5,400		76,562
補正後	5,400		76,562
比 較	0		0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(33) 756		2,993,286	1,937,180	4,930,466	997,391	5,927,857	
補正後	(33) 756		2,993,286	1,943,439	4,936,725	997,391	5,934,116	
比 較	(0) 0		0	6,259	6,259	0	6,259	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期 末 勤 勉 当 手	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	管 理 職 当 手
	補正前	72,786	1,285,732	53,588	42,117	293,500	43,000	19,170	59,411
	補正後	72,786	1,285,732	53,588	42,117	299,759	43,000	19,170	59,411
	比 較	0	0	0	0	6,259	0	0	0

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 手 当
補正前	5,400		62,476
補正後	5,400		62,476
比 較	0		0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(617) 74	608,383	695,520	597,236	1,901,139	365,914	2,267,053	
補正後	(623) 74	613,674	695,520	599,400	1,908,594	367,209	2,275,803	
比 較	(6) 0	5,291	0	2,164	7,455	1,295	8,750	

備考 ()内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期 末 勤 勉 当 手	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	管 理 職 手 当
	補正前		477,844	23,068		9,758	5,665	66,815	
	補正後		479,873	23,068		9,893	5,665	66,815	
	比 較		2,029	0		135	0	0	

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 当 手	単 身 赴 任 当 手	地 域 手 当
本年度			14,086
前年度			14,086
比 較			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
	(千円)		(千円)		
給 料					
職員手当	8,423	その他の増減分	8,423	時間外勤務手当	6,259
				会計年度任用職員 期末勤勉手当	2,029
				会計年度任用職員 時間外勤務手当	135

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	25,820,291	25,608,230	3,425,500	2,415,899	26,617,831
1 総 務	4,273,893	3,932,972	68,300	400,834	3,600,438
2 民 生	767,927	824,246	45,900	82,153	787,993
3 衛 生	3,270,291	3,111,662	100,700	322,844	2,889,518
4 農 林 水 産	1,436,779	1,730,379	809,300	163,396	2,376,283
5 商 工	37,008	33,032	17,500	3,976	46,556
6 土 木	5,587,615	5,755,619	1,167,300	618,591	6,304,328
7 公 営 住 宅	1,254,433	1,169,702	9,000	123,096	1,055,606
8 消 防	1,283,843	1,184,561	328,500	183,370	1,329,691
9 教 育	7,908,502	7,866,057	879,000	517,639	8,227,418

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	70,332	70,187	2,800	14,849	58,138
1 補 助 災 害	50,157	52,347	2,800	12,526	42,621
2 単 独 災 害	20,175	17,840		2,323	15,517
(3) そ の 他	10,201,836	10,076,203		991,618	9,084,585
1 減 収 補 填 債	831,237	951,301		127,111	824,190
2 減 税 補 填 債	35,024	19,536		13,305	6,231
3 臨 時 財 政 対 策 債	8,893,163	8,233,128		830,095	7,403,033
4 調 整 債		307,400			307,400
5 一 般 会 計 出 資 債	442,412	564,838		21,107	543,731
合 計	36,092,459	35,754,620	3,428,300	3,422,366	35,760,554

令和 7 年度 補正 予算 議案

学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第8号議案

令和7年度阿南市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度阿南市の学校給食事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		47,701	72,648	120,349
	1. 繰入金	47,701	72,648	120,349
3. 諸収入		321,523	△20,748	300,775
	1. 雑入	321,523	△20,748	300,775
歳入合計		370,000	51,900	421,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		369,999	51,900	421,899
	1. 事業費	369,999	51,900	421,899
歳出合計		370,000	51,900	421,900

令和7年度学校給食事業特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入) 歳入歳出予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	47,701	72,648	120,349
3. 諸収入	321,523	△20,748	300,775
歳入合計	370,000	51,900	421,900

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	369,999	51,900	421,899			△20,685	72,585
歳出合計	370,000	51,900	421,900			△20,685	72,585

2. 歳入

1 款 繰入金

1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 繰入金	47,701	72,648	120,349	1. 一般会計繰入金	72,648	• 一般会計繰入金 72,648
計	47,701	72,648	120,349			
1 款合計	47,701	72,648	120,349			

3 款 諸収入

1 項 雑入

1. 学校給食徴収金	320,063	△20,685	299,378	1. 学校給食徴収金	△20,685	• 小学校給食徴収金 2,117 • 中学校給食徴収金 △22,718 • 幼稚園職員給食徴収金 △84
2. 雑入	1,460	△63	1,397	1. 雑入	△63	• 雑入 △63
計	321,523	△20,748	300,775			
3 款合計	321,523	△20,748	300,775			

歳入合計	370,000	51,900	421,900			
------	---------	--------	---------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 事業費

1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 給食事業費	369,999	51,900	421,899			△20,685	72,585	10. 需用費	51,900	○ 給食事業費 (学校給食課) 10. 燃料費 10. 賄材料費	51,900 3,100 48,800
計	369,999	51,900	421,899			△20,685	72,585				
1 款合計	369,999	51,900	421,899			△20,685	72,585				
歳出合計	370,000	51,900	421,900			△20,685	72,585				

令和 7 年 度 補 正 予 算 議 案

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第9号議案

令和7年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度阿南市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,419,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩佐義弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		379,111	670	379,781
	1. 一般会計繰入金	379,111	670	379,781
歳入合計		1,419,000	670	1,419,670

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		38,721	670	39,391
	1. 総務管理費	35,498	670	36,168
歳出合計		1,419,000	670	1,419,670

令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総括

(歳入) 歳入歳出予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	379,111	670	379,781
歳入合計	1,419,000	670	1,419,670

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総務費	38,721	670	39,391				670
歳 出 合 計	1,419,000	670	1,419,670				670

2. 歳入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 事務費繰入金	38,782	670	39,452	1. 事務費繰入金	670	・事務費繰入金 670
計	379,111	670	379,781			
3 款合計	379,111	670	379,781			

歳入合計	1,419,000	670	1,419,670			
------	-----------	-----	-----------	--	--	--

3. 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	35,498	670	36,168				670	12. 委託料	△704	○ 一般管理費 (保険年金課) 670
								13. 使用料及び 賃借料	2,254	12. 電算システム更新委託 料 △704
								17. 備品購入費	△880	13. コンピュータソフト使 用料 2,254 17. 電算機器購入費 △880
計	35,498	670	36,168				670			
1 款合計	38,721	670	39,391				670			
歳出合計	1,419,000	670	1,419,670				670			

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第7号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年4月2日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和7年2月11日（火）
午後3時5分頃
- 2 事故発生場所 兵庫県淡路市岩屋淡路サービスエリア下り線駐車場内
- 3 和解の相手方 兵庫県川西市在住 1名
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、阿南市の公用車が後退した際、駐車中の相手方が所有する車両に接触し、これに損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 12万8,700円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第8号

専 決 処 分 書

道路管理上の瑕疵に基づく事故に関する損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和7年4月4日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 事故発生日時 令和7年3月13日（木）
午後4時頃
- 2 事故発生場所 阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ42番1地先
- 3 和解の相手方 阿南市在住 1名
- 4 事故の概要 上記の日時及び場所において、相手方車両が、市道上の構造物である鉄板蓋上部を通過した際に、当該鉄板蓋が跳ね上がったことにより、車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 7万2,325円
- 6 和解の内容 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。

報告第3号

令和6年度阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和7年6月2日

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和6年度 阿南市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1 総務管理費	庁舎等管理事業	8,800,000	8,748,000	948,000			7,800,000		0
2	総務費	1 総務管理費	情報文化センター施設 整備事業	8,500,000	8,500,000				8,500,000		0
2	総務費	3 戸籍住民基本台 帳費	戸籍法改正対応事業	6,943,000	6,943,000		6,943,000				0
3	民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策支援給付 金事業	294,424,000	48,450,000		48,450,000				0
3	民生費	1 社会福祉費	介護保険施設等整備事 業	15,460,000	15,460,000		15,460,000				0
3	民生費	2 児童福祉費	保育所施設整備事業	64,000,000	61,859,000	120,000			55,900,000		5,839,000
4	衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	7,000,000	3,885,000		2,901,000	491,000			493,000
4	衛生費	1 保健衛生費	健康づくり対策事業	1,200,000	988,000	873,000					115,000
4	衛生費	1 保健衛生費	脱炭素化推進省エネ家 電買替支援事業	36,913,000	36,913,000		36,913,000				0
4	衛生費	2 清掃費	クリーンピュア地域振 興対策事業	7,000,000	7,000,000				6,300,000		700,000
6	農林水産業費	1 農業費	施設園芸燃料高騰対策 支援事業	4,710,000	4,710,000		4,710,000				0
6	農林水産業費	2 農地費	農業用施設維持管理費	42,500,000	42,470,000				21,400,000	21,000,000	70,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
6	農林水産業費	2 農地費	農業用施設整備事業	12,300,000	12,300,000			6,317,000	4,500,000		1,483,000
6	農林水産業費	2 農地費	県営農業農村整備事業	127,400,000	107,227,000	263,000			91,900,000	910,000	14,154,000
6	農林水産業費	3 林業費	しいたけ燃油高騰対策 支援事業	1,485,000	1,485,000		1,485,000				0
6	農林水産業費	4 水産業費	漁業者燃油高騰対策支 援事業	2,398,000	2,398,000		2,398,000				0
6	農林水産業費	4 水産業費	漁港整備事業	235,400,000	223,157,000	22,339,000			197,300,000		3,518,000
8	土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業	45,500,000	36,724,000	6,720,000		24,350,000	3,800,000	1,835,000	19,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理 事業	14,700,000	12,900,000						12,900,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良 事業	67,200,000	54,650,000				49,800,000		4,850,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装事業	36,700,000	28,870,000				26,600,000		2,270,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	側溝整備事業	5,700,000	5,049,000						5,049,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備交付 金事業	291,000,000	247,853,000	115,517,000	59,696,000	2,954,000	27,800,000		41,886,000
8	土木費	3 河川費	河川管理事業	14,800,000	4,000,000				4,000,000		0
8	土木費	3 河川費	河川整備事業	218,600,000	196,316,000				196,300,000		16,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8	土木費	4 都市計画費	県都市計画基礎調査事業	2,000,000	1,979,000						1,979,000
8	土木費	4 都市計画費	都市排水路維持管理事業	6,600,000	1,685,000						1,685,000
8	土木費	4 都市計画費	都市排水路新設改良事業	5,100,000	4,743,000						4,743,000
8	土木費	4 都市計画費	都市下水路整備事業	43,000,000	42,609,000		16,328,000		12,100,000		14,181,000
8	土木費	5 住宅費	木造住宅耐震化促進事業	3,300,000	1,666,000		833,000	416,000			417,000
8	土木費	5 住宅費	木造住宅耐震改修促進事業	111,600,000	111,107,000		32,053,000	39,526,000			39,528,000
8	土木費	5 住宅費	あなんぐらし支援事業	2,300,000	489,000						489,000
8	土木費	5 住宅費	民間建築物耐震化支援事業	9,300,000	9,217,000		4,608,000	2,304,000			2,305,000
8	土木費	5 住宅費	老朽建築物除却等支援事業	3,000,000	2,609,000		881,000	824,000			904,000
8	土木費	5 住宅費	あなんでスマートホーム事業	1,400,000	1,400,000						1,400,000
9	消防費	1 消防費	消防施設整備事業	18,200,000	15,680,000				15,600,000		80,000
9	消防費	1 消防費	防災設備整備事業	80,600,000	80,578,000	36,378,000	40,000,000	2,400,000	1,800,000		0
9	消防費	1 消防費	防災行政無線維持管理事業	3,300,000	3,234,000						3,234,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
9	消防費	自衛隊駐屯地関連基盤整備事業	23,300,000	23,300,000				20,900,000		2,400,000
10	教育費	5 社会教育費	9,000,000	5,700,000				5,700,000		0
10	教育費	5 社会教育費	18,000,000	17,932,000				16,100,000		1,832,000
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	23,400,000	23,327,000	36,000	14,815,000		6,600,000		1,876,000
13	諸支出金	2 繰出金	137,800,000	137,800,000				137,800,000		0
計			2,071,833,000	1,663,910,000	183,194,000	288,474,000	79,582,000	918,500,000	23,745,000	170,415,000

報告第4号

令和6年度阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製した
ので、報告する。

令和7年6月2日

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和6年度 阿南市伊島地区生活排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1	業務費	伊島地区コミュニティ・プラント改修事業	22,000,000	17,224,000	1,224,000			16,000,000		0
計			22,000,000	17,224,000	1,224,000	0	0	16,000,000	0	0

報告第5号

令和6年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度阿南市水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和6年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額 発 生	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	工 負 担 事 金	他 会 担 計 金	当 年 度 損 益 定 金 勘 留 保 資 金			
4	1	富岡配水池整備工事 ほか	1,149,983,000	186,965,330	768,016,000	535,400,000	11,000,000	159,100,000	62,516,000	195,001,670	0	土工事において降雨の影響を受けやすい等、現場の諸条件により、工程等に不測の日数を要したため。

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。
 なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。

令和6年度阿南市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	工負担金	他会担金	当年度損益勘定留保資金			
104 資本的支出	1 上水道 建設改良費	富岡新橋水管橋撤去設計業務	766,619,000	735,179,500	15,151,000	0	0	0	15,151,000	16,288,500	0	工法等設計に係る諸条件において、関係機関との協議に不測の日数を要したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						水道事業収入				
2 水道事業費用	1 上水道 営業費用	橋送水管廃止工事	1,287,308,000	1,085,399,396	35,145,000		35,145,000	166,763,604	0	工事中の不測の事故により、年度内の完了が見込めなくなったため。

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源（当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。
 なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。

報告第6号

令和6年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和6年度阿南市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘定 留保資金			
4	1	富岡雨水ポンプ場電気設備更新工事ほか	124,338,000	98,535,606	17,305,000	6,101,000	10,000,000	1,204,000	8,497,394	0	労働者の確保及び資材等の入手に不測の日数を要した。

報告第7号

令和6年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

令和6年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、別記のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和7年6月2日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

令和6年度阿南市羽ノ浦農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度損益勘定 留保資金			
4	1	岩脇・羽ノ浦西地区マンホール蓋等更新工事ほか	67,066,000	18,909,030	30,200,000	14,100,000	14,100,000	2,000,000	17,956,970	0	労働者の確保及び資材等の入手に不測の日数を要した